

清水町保育認定(2号認定・3号認定)利用者負担額基準額表

(児童1人当たり月額)

(単位/円)

階層	定義	清水町保育料(利用者負担額)		参考(国基準額)			
		3号認定		3号認定		2号認定	
		0歳～2歳児		0歳～2歳		3歳～5歳	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
10	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
20	町民税非課税世帯	0	0	9,000 (4,500)	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)
31	20,000円未満の世帯	9,800 (4,900)	9,700 (4,850)	19,500 (9,750)	19,300 (9,650)	16,500 (8,250)	16,300 (8,150)
32	20,000円以上 48,600円未満の世帯	10,700 (5,350)	10,600 (5,300)				
41	48,600円以上 57,700円未満の世帯	18,600 (9,300)	18,300 (9,150)	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)
42	57,700円以上 65,000円未満の世帯	18,600 (9,300)	18,300 (9,150)				
43	65,000円以上 77,101円未満の世帯	19,500 (9,750)	19,200 (9,600)				
44	77,101円以上 80,000円未満の世帯	19,500 (9,750)	19,200 (9,600)				
45	80,000円以上 97,000円未満の世帯	24,000 (12,000)	23,600 (11,800)	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)	41,500 (20,750)	40,900 (20,450)
51	97,000円以上 120,000円未満の世帯	28,000 (14,000)	27,600 (13,800)				
52	120,000円以上 140,000円未満の世帯	30,700 (15,350)	30,200 (15,100)				
53	140,000円以上 169,000円未満の世帯	33,300 (16,650)	32,800 (16,400)	61,000 (30,500)	60,100 (30,050)	58,000 (29,000)	57,100 (28,550)
61	169,000円以上 200,000円未満の世帯	39,700 (19,850)	39,100 (19,550)				
62	200,000円以上 250,000円未満の世帯	42,700 (21,350)	42,000 (21,000)	80,000 (40,000)	78,800 (39,400)	77,000 (38,500)	75,800 (37,900)
63	250,000円以上 301,000円未満の世帯	45,800 (22,900)	45,100 (22,550)				
71	301,000円以上 350,000円未満の世帯	58,400 (29,200)	57,500 (28,750)	104,000 (52,000)	102,400 (51,200)	101,000 (50,500)	99,400 (49,700)
72	350,000円以上 397,000円未満の世帯	60,000 (30,000)	59,000 (29,500)				
80	397,000円以上の世帯	62,800 (31,400)	61,800 (30,900)				

備考

- 利用者負担額は、教育・保育を提供するに当たって通常必要となる費用の全部又は一部を利用者が負担するものです。
- この利用者負担額は、保育所(園)、認定こども園(保育園部)、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育(子ども・子育て支援新制度の適用を受ける施設に限る。)、居宅訪問型保育に通う利用者を対象となります。
- この表に掲げる月額保育料の額が国の定める額(以下「給付単価」という。)を超えることとなる場合の当該月額保育料については、当該給付単価を限度とします。
- 兄弟姉妹がいる場合、保護者と生計を同一にする最年長の子どもから順に、第31階層から第80階層までは、2人目は半額(括弧内の数字)、3人目以降は無料となります。
- ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯その他生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯の子どもについては、第31階層及び第32階層は上記の額から1,000円を減じて得た額の半額、第41階層から第43階層までは9,000円とし、第31階層から第43階層までは兄弟姉妹がいる場合、保護者と生計を同一にする最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。
- この利用者負担額とは別に、教材費等の実費徴収等がある場合があります。